

松江市開発行為に関する公園施設の計画指針

この指針は、「松江市開発行為に関する公園管理者協議の技術的基準」の第 12 条（委任）に基づき、公園施設を計画する際の指針を定めるものである。

園路・広場

- ・園路については、管理車両通行のため進入路を設ける。スロープが必要となる場合は、「松江市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、縦断勾配を 5%以内とする。ⁱ
- ・広場の勾配は、路面排水を考慮して 1.0～1.5%程度とする。ⁱⁱ
- ・広場については、雑草の発生を抑止するための対策を行う。クレイ舗装とした場合は、真砂土を均一に転圧し表面処理(塩化カルシウム 1.2kg/m²)を行う。ⁱⁱⁱ

修景施設

- ・植栽については、枯損・病虫害の少ない常緑樹を基本として選定し、樹木に樹名板を設置する。(近年植栽されている樹木は、ヤマモモ・クスノキ・クロガネモチ・カイツカイブキ・ヒラドツツジ・サツキツツジ等があり、その他これらに類するものとし特に規定しない。)
- ・竹は地下茎が周囲に生育繁殖し、他の施設に支障を及ぼす恐れがあるため植樹しない。

休養施設

- ・休憩所については、耐久性に優れたものを選定し特に規定しない。
- ・ベンチ等については、耐久性に優れたものを選定し、固定式(埋込式)とする。出来る限りリサイクルされたものを使用し、その他これに類するものとし特に規定しない。

遊戯施設

- ・遊具については、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」(平成 26 年 6 月)に基づく安全基準に適合したものとする。^{iv}開発行為の完了検査時に保証書を提出する。
- ・面積が 1 箇所 5 0 0 m²未満の公園については、主に幼児(3 - 6 歳)が利用できるスプリング遊具、ロッキング遊具又はシーソーを 1 基以上設置する。その他遊具でも可。
- ・面積が 1 箇所 2 , 5 0 0 m²未満の公園については、主に幼児(3 - 6 歳)が利用できる遊具を選定し設置する。
- ・面積が 1 箇所 2 , 5 0 0 m²以上の公園については、幼児(3 - 6 歳)に加えて児童(6 - 1 2 歳)も使う事ができる遊具を選定し設置する。
- ・ブランコやスベリ台等を計画する場合には、安全対策のためグランドマット等を設置する。
- ・砂場については、犬の糞等による衛生上の問題があるので設置については慎重に検討する。

運動施設

- ・スポーツ施設、その他これに類する工作物とし特に規定しない。

教養施設

- ・ 記念碑、その他これに類するものとし特に規定しない。

便益施設

- ・ 駐車場、便所、その他これらに類するものとし特に規定しない。
- ・ 水飲み手洗い場については、水飲み水栓は手動式又は自閉式とし、手洗い水栓は自閉式とする。

管理施設

- ・ 標識については、公園管理者と協議のうえ、公園名・注意事項・共同管理者等が記載された別図規格に基づく標識を作製し、各出入口付近に設置する。
- ・ さくについては、原則高さ 1.2m以上のメッシュフェンスを使用し、その他これに類するものとし特に規定しない。^v
- ・ 車止めについては、重力式又は南京錠にて施錠するタイプのものとし、車椅子通行のため 1 m程度の間隔を設ける。^{vi,vii}
- ・ 出入り口は、広場の砂流出を防ぐため、管理車両が通行できる強度のコンクリート等の舗装を、出入り口の全幅及び広場方向に 1m程度の範囲について施す。
- ・ 階段を設ける場合は、転落のおそれ等があり必要と認められる箇所に手摺りを設置する。
- ・ 散水栓を設ける場合は、施錠できる散水栓箱を設置する。
- ・ 照明施設を設ける場合は、受電部に分電盤を設置し、照明灯には光感知式タイマー等を設置する。
- ・ 水道管、電線管等を埋設した場合は、位置表示標を設置する。
- ・ ぐず箱については、公園管理方針により設置しない。

排水施設

- ・ 公園内の排水は、公共用施設が流末となるよう水路を設ける。
- ・ 水路等の構造は、維持管理を考慮し排水量に応じた皿型側溝・U字溝等の水路及び集水枡を設ける。
- ・ 公園の利用に支障があると認められる場合には、グレーチング等の蓋を設ける。^{viii}
- ・ 広場等の排水不良が予想される場合は、暗渠排水等を設ける。

その他

- ・ ごみ集積場及び防火水槽については、都市公園法に定める公園施設ではないので公園区域外となる。
- ・ ごみ集積場を公園隣接地に設置する場合は、公園内を衛生的に保つためごみ集積場と公との間に、コンクリート空洞ブロック等による壁を設ける。^{ix}
- ・ 公園の日常的管理（除草・清掃等）については、市と居住する住民が協力して行うものであること、公園面積が 500 m²以上である場合には、公園愛護推進事業の対象となることを周知する。